

野田市告示第13号

野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）第9条の2第1項の規定に基づき、同条例第28条の2第1項、第4項、第5項及び第8項の規定による令和3年度分の申告書の提出期限について、次のとおり、同条例第9条の2第2項の規定に基づき告示する。

- 1 地域 野田市全域
- 2 期日 令和3年4月15日

令和3年2月15日

野田市長 鈴木 有